

大学生等修学支援特別給付金 2万円支給します！

物価高騰が長期化する中で、経済的に困窮する学生の学びを支援するため、日本学生支援機構の給付奨学金を受給する大学生等に対し、2万円（1回限り）の特別給付金を支給します。

1 対象者

次の①・②のいずれにも該当する

大学生、短期大学生、高等専門学校生（第4学年以上）、専修学校生（専門課程）

①令和8年6月1日から給付金の支給決定日まで、引き続き本市の住民基本台帳に登録されている方

②令和8年度に日本学生支援機構の給付奨学金を受給している方

※所得の条件が住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯であるなど、給付についての各種の条件が日本学生支援機構の給付奨学金と同等の給付奨学金を受給している方を含みます。

※多子世帯支援のみの方（授業料・入学金の免除・減免）は支給対象外です。

2 申請に必要な書類

- ・在学していることが証明できるもの（学生証など）
- ・令和8年度に給付奨学金を受給していることが証明できるもの（奨学金給付証明書など）
- ・振込希望口座の情報がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）

3 手続き方法

(1)電子申請

市ホームページの申請フォームからご申請ください。

申請フォームは申請開始日に開設します。

(2)郵送申請

申請書、必要書類をこども・若者応援課まで郵送してください。

※申請書の様式や郵送先は市ホームページからお願いします。



市ホームページはこちら

4 申請期間

令和8年6月1日から令和8年12月31日まで

5 お問合せ先

相模原市コールセンター

電話：042-770-7777（令和8年9月30日まで）

※令和8年10月1日より相模原市役所代表電話番号（042-754-1111）と統合します。



【問合せ先】

こども・若者応援課

電話 042-751-0091(直通)



相模原市に住む
大学生等は要チェック!

申請期間

令和8年

6/1 →
12/31

大学生等 修学支援 特別給付金



2万円 支給 します!!

対象者

次の①②の両方に該当する大学生等^{※1}

- ①令和8年6月1日時点で相模原市に住民票があること^{※2}
- ②令和8年度に日本学生支援機構の給付奨学金を受給している^{※3 ※4}

※1 短期大学、高等専門学校(第4学年以上)、専修学校(専門課程)に在学している方を含む。

※2 令和8年6月1日から決定日まで、引き続き相模原市の住民基本台帳に登録されていること。

※3 所得の条件が住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯であるなど、各種の条件が日本学生支援機構と同等の給付奨学金を含む。

※4 多子世帯支援のみの方(授業料・入学金の免除・減額)は支給対象外。



Check!

詳しい内容・必要書類・手続き方法は、
市ホームページをご確認ください。



相模原市マスコットキャラクター
さがみん

お問い合わせ

相模原市コールセンター

☎ 042-770-7777 (令和8年9月30日まで)

※令和8年10月1日より相模原市役所代表電話番号(042-754-1111)と統合します。



©横浜DeNAベイスターズ

この給付金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」を活用しています。